第二十二条の十三を次のように改める。

第二十二条の十三　削除

第二十二条の十七第一項第二号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第四号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同項第五号中「又は第三号」を削り、同条第三項第二号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項第二号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の十八の四第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十七条の十四第一項第一号ハに規定する特定出資を有する特定社員の同号ハに規定する権利に係る事項として財務省令で定めるものは、資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）第二十一条第二号に掲げる事項とする。

第二十二条の二十三第十八項中「第三十九条の三十九第二十七項の」を「第三十九条の三十九第二十八項の」に改め、同項第五号中「第三十九条の三十九第二十七項」を「第三十九条の三十九第二十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十四項又は第十五項の処分（第二十条第十四項又は第十五項」を「第十五項又は第十六項の処分（第二十条第十五項又は第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第三十九条の三十九第二十七項」を「第三十九条の三十九第二十八項」に、「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十三項」に、「第十七項及び第十八項第五号」を「第十八項及び第十九項第五号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第三十九条の三十九第二十七項の」を「第三十九条の三十九第二十八項の」に、「分割法人等をいう。以下この項及び第十八項」を「分割法人等をいう。以下この項及び第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「（以下この項及び第十九項」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第二十八項」を「第十九項」に改め、同項第五号中「第三十九条の三十九第二十七項」を「第三十九条の三十九第二十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　施行令第三十九条の三十九第二十三項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地（当該被現物分配法人が連結子法人である場合には、当該被現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の二十三に次の一項を加える。

20　施行令第三十九条の三十九第三十項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地（当該被現物分配法人が連結子法人である場合には、当該被現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の二十四の見出しを「（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項及び第二項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十二条の二十五の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第九項中「第三十九条の四十二第十三項第六号」を「第三十九条の四十二第十四項第六号」に、「第二十条の三第十項各号」を「第二十条の三第十二項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の四十二第十二項」を「第三十九条の四十二第十三項」に改め、同項第一号中「第三十九条の四十二第十一項各号」を「第三十九条の四十二第十二項各号」に改め、同項第三号中「第三十九条の四十二第十一項第一号」を「第三十九条の四十二第十二項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十九条の四十二第十一項第三号」を「第三十九条の四十二第十二項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十九条の四十二第十一項第一号ロ」を「第三十九条の四十二第十二項第一号ロ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三十九条の四十二第十一項第一号イ」を「第三十九条の四十二第十二項第一号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　施行令第三十九条の四十二第六項に規定する財務省令で定める事業は、第二十条の三第六項各号に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

6　法第六十八条の十二第一項第五号に規定する情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるものは、第二十条の三第七項各号に掲げるもの（法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定により法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合において同項の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

第二十二条の三十の見出しを「（公害防止用設備の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十条の六第二項」を「第二十条の六第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十条の六第三項」を「第二十条の六第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「第二十条の六第三項に規定する施設に係る同項各号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「第二十条の六第四項各号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第二十条の六第四項第二号ロ及びハ」を「第二十条の六第三項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第二十条の六第四項第二号ロ及びハ」を「第二十条の六第三項第二号及び第三号」に、「同条第九項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第六項とする。